# 第4章 用途地域関係規定

注別主答っ	用涂地域等内の建築物の制限	(笠 97 冬	<b>始 10 冬</b>	笠 60 冬の 9 関係)

住宅 1 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもののうち政令で定めるも 三 共同住宅、寄宿舎又は下宿 四 学校(大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校を除く。)、図書館その他これら 第一種低層住居専 に類するもの 五 神社、寺院、教会その他これらに類するもの 用地域内に建築す (V) 六 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの ることができる建 築物 七 公衆浴場(風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122 - 号)第2条第6項第1号に該当する営業(以下この表において「個室付浴場業」とい う。)に係るものを除く。) 八 診療所 九 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する政令で定める公益上必要な建築物 前各号の建築物に附属するもの(政令で定めるものを除く。)

### 【第一種低層住居専用地域内に建築することができる兼用住宅】

- **令第 130 条の3** 法別表第 2 (い) 項第 2 号 (法第 87 条第 2 項又は第 3 項において法第 48 条第 1 項の規定を準用する場合を含む。) の規定により政令で定める住宅は、延べ面積の 1/2 以上を居住の用に供し、かつ、次の各号のいずれかに掲げる用途を兼ねるもの(これらの用途に供する部分の床面積の合計が 50 ㎡を超えるものを除く。) とする。
  - 一 事務所 (汚物運搬用自動車、危険物運搬用自動車その他これらに類する自動車で国土交通大臣の指定するものの ための駐車施設を同一敷地内に設けて業務を運営するものを除く。)
  - 二 日用品の販売を主たる目的とする店舗又は食堂若しくは喫茶店
  - 三 理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、貸本屋その他これらに類するサービス業を営む店舗
  - 四 洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、家庭電気器具店その他これらに類するサービス業を営む店舗(原動機を使用する場合にあつては、その出力の合計が 0.75kW 以下のものに限る。)
  - 五 自家販売のために食品製造業(食品加工業を含む。以下同じ。)を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもの(原動機を使用する場合にあつては、その出力の合計が 0.75kW 以下のものに限る。)
  - 六 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設
  - 七 美術品又は工芸品を製作するためのアトリエ又は工房(原動機を使用する場合にあつては、その出力の合計が 0.75kW以下のものに限る。)

### 【第一種低層住居専用地域内に建築することができる公益上必要な建築物】

- **令第130条の4** 法別表第2(い)項第9号(法第87条第2項又は第3項において法第48条第1項の規定を準用する場合を含む。)の規定により政令で定める公益上必要な建築物は、次に掲げるものとする。
  - 一 郵便法(昭和22年法律第165号)の規定により行う郵便の業務の用に供する施設で延べ面積が500m以内のもの
  - 二 地方公共団体の支庁又は支所の用に供する建築物、老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもので延べ面積が 600 m<sup>2</sup>以内のもの
  - 三 近隣に居住する者の利用に供する公園に設けられる公衆便所又は休憩所 (以下省略)

### 4-1 第一種低層住居専用地域関係(法別表第2(い)項)

# 1 用途の重複について

一の敷地の建築物については、法別表第2(い)項各号(第1号から第10号)に掲げる用途が重複しても、支障が ないものとして取り扱います。

なお、この取扱いは、同表(ろ)項及び(は)項についても同様とします。

### 2 兼用住宅の定義について

法別表第2(い)項第2号に定める「住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの」とは、住宅と 一緒にこれらの用途に供する非住宅部分を設けたものであり、住宅と非住宅部分が構造的にも機能的にも一体とな っていて用途的に分離しがたいもの(兼用住宅)をいいます。

#### 3 兼用住宅の非住宅部分について

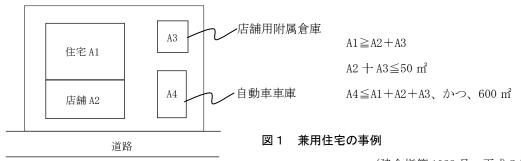
兼用住宅の非住宅部分において、インターネットによる通信販売等、次の全てに該当するものについては、令第 130条の3第1項第1号に掲げる事務所として取り扱います。

- (1) 当該建築物で製造しないこと
- (2) 当該建築物において商品の受け渡し等を行わないこと
- (3) 商品の在庫を保管しないこと

(まち建企第2287号 平成20年3月4日)

### 4 兼用住宅の面積規定について

法別表第2(い)項第2号に定める兼用住宅について、令第130条の3に規定する「これらの用途に供する部分の 床面積」には、兼ねる用途に附属する倉庫部分等の床面積もこれに含むものとします。ただし、当該兼用住宅に附 属する自動車車庫部分については、この限りではありません。



(建企指第1028号 平成2年8月28日)

## 5 令第130条の3第1号で定める「事務所」

次に掲げるものは、標記に該当するものとします。

(1) 個人タクシー営業所(これに附属する自動車車庫については、令第130条の5に規定するものとします。)

(事務連絡 昭和49年7月10日)

(2) 弁護士事務所 (質疑応答集) 6 今第130条の3第2号で定める「日用品の販売を主たる目的とする店舗」

次に掲げるものは、標記に該当するものとします。

(1) 主として、児童及び生徒を対象とした文具を販売する文具店(事務機器等の販売を行うものを除きます。)

(建建指第19号 昭和53年7月12日)

(2) 家庭用のプロパンガス、灯油等の危険物販売店(危険物の貯蔵量については、令第130条の9の規定に適合す (事務連絡 昭和49年7月10日) るものであることが必要です。)

7 令第130条の3第3号で定める「その他これらに類するサービス業を営む店舗」

次に掲げるものは、標記に該当するものとします。

(2) 岩盤浴、酵素風呂等

(1) 写真店

(建建指第59号 昭和54年3月14日)

(建建企第811号 平成22年8月9日改正)

8 別表第2(い)項第7号に定める「公衆浴場」

公衆浴場法第1条第1項に規定する公衆浴場に該当するものを標記の「公衆浴場」とします。

なお、休憩室、飲食店等を併設するいわゆるスーパー銭湯等については、併設される部分の用途、規模、使用状 況等により個別に判断するものとします。

(昭和34年12月14日 建設省住指発第126号)

(まち建企第 2287 号 平成 20 年 3 月 4 日)

(建建企第811号 平成22年8月9日改正)

9 令第130条の4第2号で定める「地方公共団体の支庁又は支所の用に供する建築物、老人福祉センター、児童厚 生施設その他これらに類するもの」

次に掲げるものは、標記に該当するものとします。

(1) 水道事業用建築物

(事務連絡 昭和50年12月12日)

(2) 公園管理事務所(地方公共団体の出先機関)

(建建指第40号 昭和54年12月7日)

(3) 消防団の消防器具の格納庫

(事務連絡 昭和51年3月30日)

(4) 自治会・町内会が設置する防災備蓄庫のうち、次の条件を満たすもの

ア 延べ面積は、50 ㎡以下とすること

- イ 収納するものは、非常用食料、毛布、ヘルメット、簡易トイレ、担架など、地域の自主防災活動に使用する 物品又は器具のみとすること
- ウ 建物の前面に、「防災備蓄庫」と大きく表示をすること
- エ 建築確認申請時に、備蓄物資の品目及び数量等を定めた管理規程の写しを提出すること
- オ 申請者は、自治会・町内会(自治会・町内会長)とすること

(建建企第306号 建築局長 平成17年1月21日)

(5) 都市公園法第2条に規定する都市公園内に設ける倉庫で、本市が設置するもの又は公園愛護会等が公園管理者 の設置許可を受けて設置するもの(倉庫内には公園の維持管理に必要な資機材のみを収納するものに限る。)

(建建企第811号 平成22年8月9日改正)

(建建情第 1510 号 平成 29 年 3 月 21 日改正)

### 法別表第2 用途地域等内の建築物の制限(第27条、第48条、第68条の3関係)

第二種低層住居専 用地域内に建築す (3)ることができる建 築物

- (い)項第1号から第9号までに掲げるもの
- 1 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもののうち政令で定めるものでそ の用途に供する部分の床面積の合計が 150 m²以内のもの(3階以上の部分をその用途 に供するものを除く。)
- 三 前2号の建築物に附属するもの(政令で定めるものを除く。)

#### 【第二種低層住居専用地域及び田園住居地域内に建築することができる店舗、飲食店等の建築物】

令第 130 条の5の2 法別表第 2 (ろ) 項第 2 号及び(ち) 項第 5 号 (法第 87 条第 2 項又は第 3 項において法第 48 条第 2 項及び第8項の規定を準用する場合を含む。)の規定により政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。

- 一 日用品の販売を主たる目的とする店舗又は食堂若しくは喫茶店
- 二 理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、貸本屋その他これらに類するサービス業を営む店舗
- 三 洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、家庭電気器具店その他これらに類するサービス業を営む店舗で作業場の床面 積の合計が50 m以内のもの(原動機を使用する場合にあつては、その出力の合計が0.75kW以下のものに限る。)
- 四 自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもので作業場の床面積 の合計が50 m以内のもの(原動機を使用する場合にあつては、その出力の合計が0.75kW以下のものに限る。)
- 五 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設

### 4-2 第二種低層住居専用地域関係(法別表第2(ろ)項)

### 令第130条の5の2第4号で定める「食品製造業を営むものその他これらに類するもの」

仕出し弁当屋は、標記に該当するものとします。

なお、店頭販売方式が原則とします。

(建建指第64号 昭和54年7月26日)

## 法別表第2 用途地域等内の建築物の制限(第27条、第48条、第68条の3関係)

第一種中高層住居 専用地域内に建築 (は) することができる

建築物

- 一 (い)項第1号から第9号までに掲げるもの
- 大学、高等専門学校、専修学校その他これらに類するもの
- 四 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの
- 五 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもののうち政令で定めるものでそ の用途に供する部分の床面積の合計が 500 m以内のもの (3階以上の部分をその用途 に供するものを除く。)
- 六 自動車車庫で床面積の合計が 300 m以内のもの又は都市計画として決定されたもの (3階以上の部分をその用途に供するものを除く。)
- 七 公益上必要な建築物で政令で定めるもの
- 八 前各号の建築物に附属するもの(政令で定めるものを除く。)

#### 【第一種中高層住居専用地域内に建築することができる店舗、飲食店等の建築物】

**令第130条の5の3** 法別表第2(は)項第5号(法第87条第2項又は第3項において法第48条第3項の規定を準用す る場合を含む。)の規定により政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。

- 一 前条第2号から第5号までに掲げるもの
- 二 物品販売業を営む店舗(専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を行うものを除く。)又は飲食店
- 三 銀行の支店、損害保険代理店、宅地建物取引業を営む店舗その他これらに類するサービス業を営む店舗

### 4-3 第一種中高層住居専用地域関係 (法別表第2(は)項)

### 1 令第130条の5の3第2号で定める「物品販売業を営む店舗」

給油所で、小規模に行う洗車、自動車の点検、タイヤ交換、オイル交換等のサービスの提供をガソリンの供給に 付随して行うものは、標記に該当するものとします。

> (まち建企第 2287 号 平成 20 年 3 月 4 日) (建建企第 811 号 平成 22 年 8 月 9 日改正)

# 2 令第130条の5の3第3号で定める「銀行の支店」

銀行等の無人の自動現金収受機等(ATM、CD)のみが設置されている建築物は、標記に該当するものとします。 (建企指第1054号 平成11年6月3日)

#### 4-4 福祉関連施設の取扱い

実態上工場や事務所、店舗、飲食店等に該当するものを除き、法別表第2(い)項第6号に定める「老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの」に該当するものは、居住のための施設としての継続的入所施設、近隣住民に必要不可欠な通園施設である社会福祉施設及び有料老人ホームであり、法別表第2(は)項第4号及び令第130条の4第2号に定める「老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの」に該当するものは、騒音の発生等により近隣の居住環境を害するおそれがない集会・通園施設である社会福祉施設をいいます。

具体例は下表及び技術的助言のとおりですが、下表等に掲載されていない法に基づく施設や、横浜市健康福祉局またはこども青少年局の要綱に基づき設けるものについては、上記趣旨に添って、利用実態を踏まえ個別に判断するものとします。

なお、本取扱いは法第48条に関するものであり、法別表第1、令第19条等における特殊建築物の取扱いについては個別に判断する必要があります。

### 次ページからの表の注・補足

(利用実態により判断が分かれるもの)

- ☆1 居住のための施設としての継続的入所施設又は近隣住民に必要不可欠な通園施設である社会福祉施設と認められる施設
- ☆2 騒音の発生等により近隣の居住環境を害するおそれがない集会・通園施設と認められる施設
- ☆3 施設内の作業場については、作業の目的・内容、作業場の床面積(50 ㎡以下)、原動機の出力(0.75kW 以下)、作業の継続性等に着目し、障害者の自立支援 や生活訓練を目的とし、騒音等により近隣の住環境を害するおそれのない場合は、「工場」には該当しない
- ☆4 在宅介護支援のための公的相談・支援事業が主ではなく、単に事務所として利用する場合は、事務所として扱う
- ☆5 特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律に基づく施設、老人デイサービスセンター
- ☆6 老人福祉センター
- ☆7 指定介護老人福祉施設
- ☆8 介護老人保健施設
- ☆9 老人福祉法に基づくデイサービス等を行う部分
- ☆10 福祉・保健の相談・支援等を行う部分
- ☆11 地域活動・交流を行う部分は、法別表第2(い)項第4号の「学校、図書館その他これらに類するもの」として扱う
- ☆12 高齢者向けの賃貸住宅※14
- ☆13 老人福祉法第29条第1項に規定された有料老人ホーム
- ☆14 地域の高齢者の運動機能や口腔機能などの機能向上の支援を主とする施設
- ☆15 各種相談を主とする施設

#### (補足)

- ※1 「老人ホーム、保育所その他これらに類するもの」又は「老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの」と「畜舎」の複合建築物
- ※2 特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、老人福祉センター、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律に基づく施設、老人デイサービスセンター
- ※3 介護老人保健施設、病院、診療所
- ※4 特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、老人短期入所施設等
- ※5 介護老人保健施設、病院、診療所
- ※6 有料老人ホーム、養護老人ホーム又は軽費老人ホームのうち、地域密着型特定施設でないもの
- ※7 特定施設でその入居者が要介護者、その配偶者その他厚生労働省令で定める者に限られるもの
- ※8 介護専用型特定施設でその入居定員が29人以下であるもの
- ※9 特別養護老人ホームでその入所定員が 29 人以下であるもの
- ※10 指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設
- ※11 特別養護老人ホームでその入所定員が30人以上であるもの
- ※12 介護保険法施行令第37条第2項の規定により、病院又は診療所に該当

※13 横浜市地域ケアプラザ条例に基づく施設。地域活動・交流部分、福祉・保健の相談支援部分、福祉・保健サービス部分等の複合建築物

※14 高齢者の居住の安定確保に関する法律第5条第1項に規定された「高齢者向けの賃貸住宅」における建築基準法上の用途による

※15 保育所かつ学校

## 表 1 福祉関連施設の分類 (平成30年9月25日現在)

※法改正により施設名称等が変更される場合がありますので、ご注意ください。

次仏以上により他队石が守が友文で40g物目が809よりのC						1	
				法別表第	2	令	
凡例			(い)項第3号 (い)項第6号		(い)項第8号	(は) 第130	)
					1 (1T)1B # 3 <del></del>	項第 条の4	
〇 : 用;	<b>涂</b> 判断		(わ)項第3号	(わ)項第4号	(を)項第6号	4号 第2号	
		4.の(爛外糸昭)			(2/-2/3/0-1)	老人福祉セ	その他
<ul><li>☆ : 利用実態により判断が分かれるもの(欄外参照)</li><li>※ : 補足(欄外参照)</li></ul>			#日4克	老人ホーム	=A ====		
※ : 作	足(懶外参照)		共同住宅	保育所	診療所	ンター	
			寄宿舎	福祉ホーム等	病院	児童厚生	
				III III III II II II		施設等	
児童福祉法に	基づく施設						
放課後等テ	デイサービスを行う施設	第6条の2の2第4項				0	
	支援拠点事業を行う施設	第6条の3第6項				Ο	
	号型児童養育事業を行う施設	31. 11. 31. 21				U	
		第6条の3第8項	0				
(ファミリーホー」	4)	tala tr					
助産施設		第 36 条			0		
乳児院		第 37 条		0			
母子生活支	<b>泛援施設</b>	第 38 条		0			
保育所(無	認可施設を含む)	第 39 条第1項		0			
		第39条の2第1項(認定					
幼保連携型	⊍認定こども園※15	こども園法第2条第7項)		0			学校
旧本同业长	⇒n.						
児童厚生施		第 40 条	1			0	
児童養護施	-12 -	第 41 条		0			
障害児入所	<b>斤施設</b>	第 42 条		0			
児童発達支	で援センター	第 43 条		0			
児童心理治	冷療施設	第 43 条の2		0			
児童自立支		第 44 条		0			
				0			
	援センター	第 44 条の2				0	
	祉法に基づく施設						
身体障害者	首福祉センター	第31条				0	
補装具製作	<b>F施設</b>	第 32 条				0	
盲導犬訓練	東施設※1	第 33 条		☆1		☆2	畜舎
視聴覚障	点字図書館	第34条				0	
	点字出版施設	第34条				☆3	工場(☆3)
	聴覚障害者情報提供施設	第34条				0	工物(以3)
	I .	<b>第 34 采</b>				0	
生活保護法に	基つく施設	1	1	1	T		
救護施設		第38条第1項第1号		0			
更生施設		第 38 条第1項第2号		0			
医療保護施	<b>直</b> 設	第38条第1項第3号			0		
		第 38 条第1項第4号(社					
授産施設		会福祉法第2条第2項第		☆1		☆2	
1人/王//巴拉		7号)		7.1		~ 2	
宿所提供施	::∋n	第 38 条第1項第5号		0			
		第 38 采第1項第5万					
社会福祉法に		I 44 - 5 44		1	ı	1	
		第2条第3項第8号	0				
無料低額診	を 療事業を行う施設	第2条第3項第9号		<u> </u>	0		
隣保事業を	行う施設	第2条第3項第11号		0			_
売春防止法に	基づく施設			•			
婦人保護施		第 36 条		0			
	□□□ 並びに寡婦福祉法に基づく施						
		祁					
母子及び父子		the on to the same the same			1		
母子及び父子: 母子・父子	福祉センター	第39条第1項第1号					
母子及び父子 母子・父子 母子・父子	福祉センター 休養ホーム	第 39 条第1項第1号 第 39 条第1項第2号				0	
母子及び父子: 母子・父子	福祉センター 休養ホーム					0	
母子 <b>及び父子</b> 母子・父子を 母子・父子を 母子・父子を	福祉センター 休養ホーム					0	
母子及び父子 母子・父子 母子・父子 母子保健法に 母子健康包	福祉センター 休養ホーム <b>基づく施設</b> 括支援センター	第 39 条第1項第2号 第 22 条第2項	うく施設				
母子 <b>及び父子</b> 母子・父子行母子・父子付母子保健法に 母子健康包 母子健康包	福祉センター 休養ホーム 基づく施設 括支援センター 生活及び社会生活を総合的に	第 39 条第1項第2号 第 22 条第2項 二支援するための法律に基づ	づく施設				
母子及び父子 母子・父子付母子・父子付母子・父子付母子・父子付母子 健法に 母子健康包章書者の日常 療養介護を	福祉センター 休養ホーム 基づく施設 括支援センター 生活及び社会生活を総合的に 行う施設	第 39 条第1項第2号 第 22 条第2項 <b>- 支援するための法律に基</b> つ 第5条第6項	ざく施設	A 1	0	0	
母子 <b>及び父子</b> 母子・父子付 母子・父子付 母子保健法に 母子健康包 章害者の日常 療養介護を 生活介護を	福祉センター 休養ホーム 基づく施設 括支援センター 生活及び社会生活を総合的に 行う施設 行う施設	第 39 条第1項第2号 第 22 条第2項 <b>- 支援するための法律に基</b> 第5条第6項 第5条第7項	びく施設	☆1	0		
母子及び父子 母子・父子付母子・父子付母子・父子付母子・父子付母子 健法に 母子健康包章書者の日常 療養介護を	福祉センター 休養ホーム 基づく施設 括支援センター 生活及び社会生活を総合的に 行う施設 行う施設	第 39 条第1項第2号 第 22 条第2項 <b>支援するための法律に基</b> 第5条第6項 第5条第7項 第5条第8項	びく施設	<b>☆1</b>	0	0	
母子 <b>及び父子</b> 母子・父子付 母子・父子付 母子保健法に 母子健康包 章害者の日常 療養介護を 生活介護を	福祉センター 休養ホーム 基づく施設 括支援センター 生活及び社会生活を総合的に 行う施設 行う施設 行う施設	第 39 条第1項第2号 第 22 条第2項 <b>- 支援するための法律に基</b> 第5条第6項 第5条第7項	びく施設		0	0	工場(☆3)
母子 <b>及び父子</b> 母子・父子行 母子・父子行 母子保健法に 母子保健康包: 章害者の日常 療養介護を 生活介護を 短期入所を 障害者支援	福祉センター 休養ホーム 基づく施設 括支援センター 生活及び社会生活を総合的に 行う施設 行う施設 行う施設 養施設	第 39 条第1項第2号 第 22 条第2項 <b>支援するための法律に基</b> 第5条第6項 第5条第7項 第5条第8項	づく施設	0	0	☆2	工場(☆3)
母子 <b>及び父子</b> 母子・父子行 母子・父子行 母子 <b>保健法に</b> 母 <b>子保健法に</b> 母 <b>書者の日常</b> 療養介護を 生活介護を 短期入所を 障害者支援 就労移行支	福祉センター 休養ホーム 基づく施設 括支援センター 生活及び社会生活を総合的に 行う施設 行う施設 行う施設	第 39 条第1項第2号 第 22 条第2項 <b>- 支援するための法律に基</b> で 第 5 条第6項 第 5 条第7項 第 5 条第8項 第 5 条第 11 項	づく施設	○ ☆1	0	○	工場(☆3)

	法別表第2 令					
凡例  ○ : 用途判断  ☆ : 利用実態により判断が分かれる			(い)項第8号	(は) 第130 項第 条の4 4号 第2号 老人福祉セ	・その他	
※ : 補足(欄外参照)				共同住宅 寄宿舎		ンター 児童厚生 施設等
地域活動支援センター	第5条第 27 項		☆1		☆2	工場(☆3
福祉ホーム	第5条第 28 項		0			
と人福祉法に基づく施設						
老人デイサービスセンター	第 20 条の2の2		0			
老人短期入所施設	第 20 条の3		0			
養護老人ホーム	第 20 条の4		0			
特別養護老人ホーム	第 20 条の5		0			
軽費老人ホーム	第 20 条の6		0			
老人福祉センター	第20条の7		0		0	
老人介護支援センター	第 20 条の7の2				☆4	事務所(☆
有料老人ホーム	第 29 条第1項		0		A 4	ず物がへ
護保険法に基づく施設	第 49 末第1項					
	<b>安</b> 0久 安元百	I			-A-C	
通所介護を行う施設※2	第8条第7項		☆5		☆6	
通所リハビリテーションを行う施設※3	第8条第8項	-		0		
短期入所生活介護を行う施設※4	第8条第9項		0			
短期入所療養介護を行う施設※5	第8条第10項		_	0		
特定施設※6	第8条第11項		0			
地域密着型通所介護を行う施設※2	第8条第 17 項		☆5		☆6	
認知症対応型通所介護を行う施設※2	第8条第 18 項		☆5		☆6	
小規模多機能型居宅介護を行う施設	第8条第19項(老人福祉 法第5条の2第5項)		0			
認知症対応型共同生活介護を行う施設	第8条第 20 項	0				
介護専用型特定施設※7	第8条第 21 項		0			
地域密着型特定施設※8	第8条第21項		0			
地域密着型介護老人福祉施設※9	第8条第 22 項		0			
介護保険施設※10	第8条第 25 項		☆7	☆8		
介護老人福祉施設※11	第8条第 27 項		0	,,-		
介護老人保健施設※12	第8条第 28 項		Ü	0		
介護予防通所リハビリテーションを行う 施設※3	第8条の2第6項			0		
介護予防短期入所生活介護を行う施設 ※4	第8条の2第7項		0			
介護予防短期入所療養介護を行う施設 ※5	第8条の2第8項			0		
介護予防特定施設入居者生活介護を 行う施設※6	第8条の2第9項		0			
介護予防認知症対応型通所介護を行う 施設※2	第8条の2第13項		☆5		☆6	
介護予防小規模多機能型居宅介護を 行う施設	第8条の2第 14 項		0			
介護予防認知症対応型共同生活介護 行う施設	第8条の2第 15 項	0				
の他						
学童保育施設	=				0	
老人憩いの家	=				0	
地域ケアプラザ※13	_		☆9		☆10	☆11
サービス付き高齢者向け住宅	高齢者の居住の安定確 保に関する法律第5条第 1項	☆12 <b>※</b> 14	☆13			
発達障害者支援センター	発達障害者支援法第 14 条第1項				0	
介護予防センター			☆14		☆15	

### 【技術的助言】 「老人福祉センターその他これに類するもの」の取扱いについて

以下に掲げる事業を行う建築物のうち、騒音の発生等により近隣の居住環境を害するおそれがないものについては、 建築基準法別表第2(は)項第4号及び同法施行令第130条の4第2号に規定する「老人福祉センターその他これに類 するもの」に該当するものとして取り扱って差し支えない。

(中略)

- 1 介護保険法(平成9年法律第123号)第8条第2項に規定する訪問介護又はこれに相当するサービスの事業を行う
- 2 介護保険法第8条第3項に規定する訪問入浴介護又はこれに相当するサービスの事業を行う事業所
- 3 介護保険法第8条第4項に規定する訪問看護又はこれに相当するサービスの事業を行う事業所のうち、病院又は診 療所以外のもの
- 4 介護保険法第8条第5項に規定する訪問リハビリテーション又はこれに相当するサービスの事業を行う事業所のう ち、病院又は診療所以外のもの
- 5 介護保険法第8条第6項に規定する居宅療養管理指導又はこれに相当するサービスの事業を行う事業所のうち、病 院、診療所又は店舗以外のもの
- 6 介護保険法第8条第15項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護又はこれに相当するサービスの事業を行う 事業所
- 7 介護保険法第8条第16項に規定する夜間対応型訪問介護又はこれに相当するサービスの事業を行う事業所
- 8 介護保険法第8条第23項(現第24項)に規定する居宅介護支援又はこれに相当するサービスの事業を行う事業所
- 9 介護保険法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問入浴介護又はこれに相当するサービスの事業を行う事業所
- 10 介護保険法第8条の2第3項に規定する介護予防訪問看護又はこれに相当するサービスの事業を行う事業所のう ち、病院又は診療所以外のもの
- 11 介護保険法第8条の2第4項に規定する介護予防訪問リハビリテーション又はこれに相当するサービスの事業を行 う事業所のうち、病院又は診療所以外のもの
- 12 介護保険法第8条の2第5項に規定する介護予防居宅療養管理指導又はこれに相当するサービスの事業を行う事業 所のうち、病院、診療所又は店舗以外のもの
- 13 介護保険法第8条の2第16項に規定する介護予防支援又はこれに相当するサービスの事業を行う事業所
- 14 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成 26 年法律第 83 号) 附則第11条又は第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第5条の規定による改正前 の介護保険法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護又はこれに相当するサービスの事業を行う事業所
- 15 介護保険法第 115 条の 45 第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業のうち、同項第1号イに規定する第一 号訪問事業のうち、介護予防・日常生活支援総合事業の適切かつ有効な実施を図るための指針(平成27年厚生労働省 告示第196号) 第2第4項(1) に掲げるサービス又はこれに相当するサービスの事業を行う事業所
- 16 介護保険法第 115 条の 45 第 1 項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業のうち、同項第 1 号ハに規定する第一 号生活支援事業であって、前号に規定するサービスに準じるサービス又はこれに相当するサービスの事業を行う事業 所
- 17 介護保険法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センター

(平成27年11月13日 国住街第107号)

(平成5年6月25日 建設省住指発225号)

(まち建企第 2287 号 平成 20 年 3 月 4 日) (建建企第 811 号 平成 22 年 8 月 9 日改正) (建建企第 1290 号 平成 24 年 9 月 3 日改正) (建建情第 300 号 平成 27 年 6 月 1 日改正) (建建情第 1510 号 平成 29 年 3 月 21 日改正) (建建企第 579 号 平成 30 年 9 月 25 日改正)

## 4-5 動物取扱業関連施設と畜舎の取扱い

収容施設 (畜舎) を併設する場合、令第 130 条の 5 の 5 第 4 号の規定によりその規模が 15 ㎡を超えるものは建築できません。

また、次に掲げるものは法別表第2(に)項第6号に定める「畜舎」に該当するものとします。

- (1) ペットショップの部分で陳列棚以外の動物の収容施設
- (2) 動物病院で入院施設を有するものやペットホテル等において、一定の期間動物が収容される施設

(まち建企第 2287 号 平成 20 年 3 月 4 日) (建建企第 811 号 平成 22 年 8 月 9 日改正)